

鬼北町施政方針

平成17年3月定例議会において、平成17年度の当初予算が議決されました。

合併後の鬼北町がどのようなまちづくりを推進しようとしているのか、予算提案にあたり町長が説明した町づくりに対する基本方針の概要をお知らせします。

町づくりの視点

- 町民の融和を第一に、安心・安全な町づくり
- 町民の知恵と力を結集し、個性と魅力あふれる町づくり
- 地場産業の振興と若者の定住を促進し、明るく活力のある町づくり
- 少子・高齢化社会に適合した、幸せで安心して暮らせる福祉の充実した町づくり
- 対話と協調に基づく、公平・平等・信頼し合える町づくり
- 決断と実行による創造性豊かで活力ある町づくり

国の平成17年度地方財政計画

先般、国が公表した平成17年度の「地方財政計画」では、政府の骨太方針2003などに沿って歳出全般を見直した結果、計画総額は前年比1.1%減の83兆7千6百87億円と、4年連続で減少していますが、三位一体改革で新たに決まった国民健康保険の都道府県調整交付金を除けば、1.5%減の83兆4千55億円となっています。

次に、歳入のうち、地方交付税は0.1%増の16兆8千9百79億円で、

ここ数年の減少に歯止めを掛けた状況となっています。また、この地方交付税に地方税と臨時財政対策債を加えた、一般財源総額も0.1%増の伸びで53兆4千3百99億円となり、安定的な財政運営に必要な額を確保したとされています。しかし、伸び率はわずかで、依然として、厳しい財政状況にあります。さらに国は平成17年度においても「改革断行予算」を継続することとしており、地方にとつては、大幅な財源不足が予測され、この財源確保が急務であることに相違はありません。特に、地方の

赤字補填として重要な位置付けにある「臨時財政対策債」は、前年比23.1%の大幅な減となっており、財政基盤のぜい弱な本町にとつては、ますます厳しい財政運営を余儀なくされる結果となっています。

地方財政についての17年度「三位一体の改革」の推進ですが、この改革の基本は、地方の権限と責任を大幅に拡大し、歳入・歳出面での地方の自由度を高めることで、真に住民に必要な行政サービスを地方が自らの責任で自主的、効率的に選択できる幅を拡大するとともに、国・地方を通じた簡素で効率的な行政システムの構築を図ることとしています。

この三位一体の改革については、「基本方針2004」に基づき、平成18年度までの三位一体の改革の全体像について、以下のように取り組み、その成果を平成17年度予算に適切に反映することとしています。

まず、国庫補助負担金改革については、平成17年度および平成18年度予算において、3兆円程度の廃止・縮減等の改革を行うことです。次に、税源移譲は、平成16年度に所得譲与税および税源移譲予定特例交付金として措置した額を含め、概ね3兆円規模を目指すもので、この税源移譲は、所得税から個人住民税への移譲によって行うものとし、個人住民税所得割の税率をフラット化することを基本として実施するものであり、あわせて、国・地方を通じた個人所得課税の抜本的見直しを行うとともに

に、地域間の財政力格差の拡大について確実な対応を図ることとしています。

地方交付税については、平成17年度および平成18年度は、地域において必要な行政課題に対しては適切に財源措置を行うなど、「基本方針2004」を遵守することとし、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保し、併せて2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化を目指して、国・地方の双方が納得できる形で、歳出削減に引き続き努力し、平成17年度以降も地方財政計画の合理化、透明化を進めることとしています。

また、税源移譲に伴う財政力格差が拡大しないようにしつつ、円滑な財政運営、制度の移行を確保するため、税源移譲に伴う増収分を、当面基準財政収入額に100%算入（現行75%）すること。決算を早期に国民に分かりやすく開示すること。平成17年度以降、地方財政計画の計画と決算とがかけ離れ過ぎないように是正し、適正計上を行うこと。その上で、「中期地方財政ビジョン」を策定することとしています。

それにより、不交付団体の割合の拡大に向けた改革を検討する一方、引き続き交付税の算定方法の簡素化、透明化に取り組み、算定プロセスに地方関係団体の参画を図ることとしています。

そうした中で、平成17年度の地方財政は、地方財政計画の規模の抑